

2011年度 特定課題研究助成費 科目説明・使途範囲表（特定課題A・B）

※研究計画に直接関係しないものは支出できません。

科目	使途内容	備考
機械器具	1件または1組の価格が30万円以上かつ耐用年数1年以上の物品	1.申請研究に直接関係があり、必要不可欠な機械器具を購入すること。 2.購入した資産を学外に設置することはできない。 3.特定課題研究助成費が終了後も、購入した機械器具の維持費等が必要な資産の購入はできない。 4.購入した物品は「調達規程」により登録するので、品名、数量、メーカー、規格等明確にする。 5.他の研究費と合算して購入することはできない。
用品費	1件または1組の価格が10万円以上30万円未満かつ耐用年数1年以上の物品	機械器具と同様。
消耗品	価格が10万円未満または耐用年数が1年未満の物品 ※10万円を超えるものでも、一般に1年以上の使用に耐えられないと判断されるものは、消耗品となる	同左
図書資料費	図書資料費は、用品扱いのものと、消耗品扱いのものにわけられる	1.用品扱いのもの…5万円以上の図書資料で保存期限は10年。 2.消耗品扱いのもの…5万円未満の図書資料。 3.ビデオテープ、CD-ROM、データベース、マイクロ資料等で何らかの情報が入ったものは、すべて図書資料費となる。
通信運搬費	研究上必要な連絡費	切手、宅配便、電話料、FAX使用料等
印刷製本費	研究上必要な印刷費	コピー、DPE（フィルムは消耗品）、論文等別刷
旅費交通費※1	交通費・宿泊料・日当	・国内旅費…「学会および研究出張にかかわる旅費等に関する規程」による ・海外旅費…「教職員の海外派遣等に関する規程」による ・招へい旅費の支出可 ・本研究の用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合は、日程を切り分けることにより、本助成費と他の経費との負担区分を明らかにして支出することができる。
修繕費	保守契約料（機械器具等）	研究期間内であれば支出可
委託費	法人に依頼する翻訳料等	同左
手数料報酬※2	講師謝礼、翻訳料、ヒアリング・アンケート・被験者等謝礼	内容がわかる証ひょうを添付すること。
賃金（人件費）	研究を遂行するための協力者として「リサーチ・アシスタント(RA)」を任用できる※3	詳細は「リサーチ・アシスタント規程」による。
	研究補助者	詳細は「研究補助者規程」による
会合費	研究上必要な打合せ会	1回につき、1人あたり上限2,000円（酒類の計上はできない）。
雑費	電算機使用料、振込手数料、学会参加費等	内容がわかる証ひょうを添付すること。
原則として支出できない物の例	クーラー、扇風機、ストーブ、冷蔵庫、衛星放送アンテナ、TV、プロジェクター、電気スタンド等家電製品、書棚等什器類、椅子、万年筆、名刺、印鑑、名前入り封筒・用箋等、レコード・CD等音楽ソフト、白衣、ポット、FAX、電話機、タクシー代、レンタカー代、各種学校授業料、学会年会費、プロジェクト研究所参加費等	

【注意事項】次の項目については研究推進部ホームページを参照してください。

※1 旅費：研究助成ガイドの「学会・研究出張に係る旅費等に関する運用基準」および「2011年度特定課題研究助成費Q&A」の「Q23」

※2 手数料報酬：「受託事業等に係わる人件費および謝金の支払いに関する要綱」

※3 リサーチ・アシスタント（RA）手当（人件費）：「リサーチ・アシスタント（RA）規程および2011年度特定課題研究助成費Q&A」のQ7

●特定課題研究経費と他の経費との合算使用、費目間流用制限、その他不明な点は「2011年度特定課題研究助成費Q&A」を参照してください。